第26回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和4年8月10日(水)午前9時 開会
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者 1番 青木君夫 出 2番 野見幸雄 出 3番 松原利志 出 4番 米原章太郎 出 5番 山本雅之 出 6番 本田 博 出
4	欠席委員	
5	農業委員会 事務局職員	事務局 主査 小椋智子 専門員 大村哲也
6	議事録署名 委員	4番 米原章太郎 委員 6番 本田博 委員
7	議事内容等	 (1) 議案第80号 専決処分の承認について (2) 議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請書について(今泉) (3) 議案第82号 農用地利用集積計画(利用権設定)について (4) 議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用 基準の制定について
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ①令和4年9月総会 9月9日(金)午前9時~ 三朝町役場 第2会議室 (2) 農地パトロールの実施について 実施会議及び現地打合せ 8月24日(水)午前9時~ (3) その他
10	閉会	午前9時45分

1.	開 会				
	事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第26回三朝町農業委員会総会を開会いたし、			
		ます。			
		山本会長、ご挨拶をお願いいたします。			
2	会長挨拶	皆さん、おはようございます。			
۷.	云风沃汐				
		今話題になっているですが、ひとめぼれの異種混合の問題ですが、三朝町だけの話			
		ではないようです。農家からの苦情に支所も対応しているようですが、色々と話が上			
		がっていても慌てないようにと、まだはっきりしていないのでと、話が変な方向に先			
		行しないように相談等がありましたら応えていただきたいと思います			
		それでは今月もよろしくお願いいたします。			
3	総会成立宣言				
3	事務局長	= │ 本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。			
	争勿问及	定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定によ			
		り総会は成立することを報告します。			
		それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める			
		ことになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。			
4	4 議事録署名委員の指名				
4	職事妳者行 議長	安貝の指名 それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。			
	成以	三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長			
		から指名させていただくことにご異議ありませんか。			
		【異議なしの声あり】			
		異議なしとのことでございますので、4番 米原章太郎 委員、6番 本田博 委			
		員、を指名します。よろしくお願いいたします。			
		なお、書記は事務局でお願いします。			
		5 (F Helion 7 4/7/10 C 11-11/21 C 15 / 1			
		それでは議事に入ります。			
5	議事				
		30号 専決処分の承認について			
	議長	「議案第80号 専決処分の承認について」を議題とします。			
		事務局は議案の説明を行ってください。			
	事務局	それでは説明させていただきます。			
	구·1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1ページの議案書を開いていただきたいと思います。			
	【議案書の朗読】				
		専決処分の内容につきましては、農村漁村地域整備交付金事業の実施に伴い当該			

用地を保安林指定申請を行う必要があり、中部総合事務所県土整備局河川砂防課長 から三朝町に非農地判断依頼書が送付されてものです。 この送付に基づき、三朝町長から「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」 依頼がありましたので、7月20日、事務局で現地調査を行い専決処分を行ったも のでございます。 専決処分の内容につきましては、次ページのとおり、非農地、山林であると判断 したところでございます。 説明は以上でございます。 議長 議案についての説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 議長 ご意見はありませんか。 【意見無の声】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第80号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 ≪議長≫ それでは、議案第80号は承認されました。 (2) 議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請書について(今泉) 議長 「議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請書について(今泉)」を議題 とします。 事務局は議案の説明を行ってください。 事務局 それでは説明させていただきます。 9ページの議案書を開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読】 本申請について説明させていただきます。 申請人の譲受人は、現在倉吉市内のアパートに一家4人で生活していますが、子 どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅の新築を計画されたものでござ 用地の選定につきましては、申請者が三朝町で生まれ育ったことから三朝町内で 適地を探していたところ、今泉地内の本申請地の売買がまとまったものでございま 申請の農地につきましては、現在「田」で周囲は赤道と水路に囲まれていること

	から隣接する農地はありませんが、用地の外周にブロック積みを設置して雨水及び 土砂の流出が起きないよう計画されております。				
	資力につきましては、予定されている事業費をJA鳥取中央農協の融資予定額 賄うこととされており、事業の実現性は問題ないと判断したところでございます。				
	以上、議案第81号農地法第5条の規定による許可申請書について(今泉)の説 明とさせていただきます。				
議長	事務局の説明が終わりました。				
	現地確認を行っておりますので、報告を賀茂地区の推進委員さん、お願いします。				
賀茂地区最適 化推進委員	本日、午前8時15分に、に山本会長さん、小椋係長さん、大村専門員さんと私が、現地で用地の確認を行いましたので報告します。				
	計画内容につきましては只今の説明のとおり住宅の新築ですが、用地は赤道と青線の水路に囲まれた土地であることを確認しました。 また、用地に隣接する農地は無く、用地の周辺にはブロック積みを設置して土砂及び雨水の流出が生じないよう施工されるようですので、転用されても周辺農地に影響を及ぼすことは無いと確認したところでございます。 以上、現地確認の報告とします。				
議長	議案第81号について、現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。				
	ご意見、ご質問はありませんか。				
議長	ご意見はありませんか。				
	【意見無の声】				
	無いようですので、質疑を打ち切ります。				
	それでは、議案第81号について、承認される方は挙手をお願いします。				
	【全ての委員の挙手を確認】				
	≪議長≫				
	それでは、議案第81号は承認されました。				
	- 農用地利用集積計画(利用権設定)について				
議長	「議案第82号 農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題とします。				
	事務局は、議案の説明を行ってください。				

要務的 それでは説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三額町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諸問がありました、農用地利用集積計画書(策)について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同設第18条第3号の各要件である。 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 付受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	±36 □	フレベル説明とルマハとがもよよ				
いて、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積計画書(案)について特査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である。 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。2 情受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。イ 排作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。3 対象のうちの関係権利者すべて同意(共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意)が得られることをすべて満たしていること。以上のすべて満たしていると判断されることから、計画(案)を受理し本委員会に提案するものでございます。 進長 事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 「全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全での委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認される方は挙手をお願いします。 「全での委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について、を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。	事務局	それでは説明させていただきます。				
		いて、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本				
用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が可農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 排作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。		【議案書をもとに朗読】				
3 対象のうちの関係権利者すべて同意(共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意)が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべて満たしていると判断されることから、計画(案)を受理し本委員会に提案するものでございます。 下部の説明は終わりました。		用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の 事業を行うと認められること。				
最長 事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6)議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 事務局は、議案の説明を行ってください。		3 対象のうちの関係権利者すべて同意(共有の土地については二分の一を超				
担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 議長 その他、何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6)議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 議長 その他、何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6) 議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。	議長	事務局の説明は終わりました。				
議長 その他、何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6) 議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。				
その他、何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6) 議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。				
無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6) 議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。	議長	その他、何かご質問はありませんか。				
議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6)議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		【全体でないことを確認】				
【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第82号は、承認されました。 (6)議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		無いようですので、質疑を打ち切ります。				
それでは、議案第82号は、承認されました。 (6)議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。				
(6) 議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について 議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		【全ての委員の挙手を確認】				
議長 「議案第83号 三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用基準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。		それでは、議案第82号は、承認されました。				
準の制定について」を議題とします。 事務局は、議案の説明を行ってください。	(6)議案第83号					
	議長					
事務局 それでは説明させていただきます。		事務局は、議案の説明を行ってください。				
	事務局	それでは説明させていただきます。				

	議案書、35ページを開いていただきたいと思います。					
	【議案書の朗読】					
本議案につきましては、担い手への農地の集積・集約化を促進するにあたり内の農地等の所有者に対して、規模縮小・規模拡大等に関する意向等を迅速にするとともに、当該情報を速やかに関係機関と共有するため、この度タブレス末を導入することになりました。このタブレット端末と農業委員及び農地利用化推進委員が使用するにあたり、必要な事項を定めることとし「三朝町農業等におけるタブレット端末型端末機に関する運用基準を調整しましたので、制度たり三朝町農業委員会の承認を得るものでございます。						
	【運用基準の朗読と説明】					
なお、運用基準に併せてその他厳守事項も定めることとしておりますのでご確認 いただきたいと思います。						
【厳守事項の朗読と説明】						
	以上、議案第83号三朝町農業委員会におけるタブレット端末機に関する運用 基準の制定についての説明とさせていただきます。					
議長	事務局の説明は終わりました。					
	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。					
議長	その他、何かご質問はありませんか。					
	【全体でないことを確認】					
	無いようですので、質疑を打ち切ります。					
	議案第83号について、承認される方は挙手をお願いします。					
	【全ての委員の挙手を確認】					
	それでは、議案第83号は、承認されました。					
議長	以上で、本日の議事は終了しました。					
	引き続き、第6の報告事項に移ります。					
	事務局は、説明をお願いします。					
事務局	それでは、別冊の「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」 につきましては、4件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。					

事務局	続きまして「報告(2) 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について」につきましては、坂本地内の治山工事の第2工区の実施に伴い用地転用の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。
議長	続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和4年9月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 9月9日(金)午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です (2) その他について ①農地パトロールの実施について 8月24日(水)午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了:	: 午前9時45分】

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月10日

議 長

(記名)

議事録署名委員

4番 農業委員		
(記名)		
6番 農業委員		
_(記名)		